

国民健康保険税を計算してみませんか

★保険課 ☎ 1116

課税課 ☎ 1122

本庄市国民健康保険税の税率が平成23年度から次のとおり改定となりました。今回、改定された税率での国民健康保険税の計算方法をお知らせします。

◆国民健康保険税計算方法◆

下記の試算表をもとに計算すると、みなさんの世帯の平成23年度の国民健康保険税額を算出することができます。世帯の所得金額によっては、軽減措置がありますが、国保加入者又は世帯主に未申告者がいる場合には、適用されませんので、必ず申告をお願いします。なお、軽減措置に該当する場合は、表①から表②の軽減額を差し引いてください。



国民健康保険税試算表（表①）

医療分	所得割額	(加入者の平成22年中の総所得額－基礎控除330,000円×所得を有する人数)×6.0%	ア	円 (100円未満切り捨て)
	資産割額	固定資産税額(土地・家屋)の40%		
	均等割額	11,000円×加入者人数		
	平等割額	1世帯当たり16,000円		
後期高齢者支援金分	所得割額	(加入者の平成22年中の総所得額－基礎控除330,000円×所得を有する人数)×2.5%	イ	円 (100円未満切り捨て)
	均等割額	8,100円×加入者人数		
介護分(40～64歳)	所得割額	(加入者の平成22年中の総所得額－基礎控除330,000円×所得を有する人数)×2.0%	ウ	円 (100円未満切り捨て)
	均等割額	9,100円×(40～64歳の加入者人数)		
平成23年度年間保険税額			ア+イ+ウ	円

※医療分の限度額は500,000円、後期高齢者支援金分の限度額は130,000円、介護分の限度額は100,000円です。これらの金額を超えて課税は発生しません。

国民健康保険税の軽減額（表②）

軽減の割合	世帯主と加入者の総所得額	均等割軽減額(1人当たり)	平等割軽減額(1世帯当たり)
7割軽減	330,000円以下	医療分 7,700円	11,200円
		後期高齢者支援金分 5,670円	
		介護分 6,370円	
5割軽減	330,000円+245,000円×(世帯主を除いた国保加入者数)以下	医療分 5,500円	8,000円
		後期高齢者支援金分 4,050円	
		介護分 4,550円	
2割軽減	330,000円+350,000円×(国保加入者数)以下	医療分 2,200円	3,200円
		後期高齢者支援金分 1,620円	
		介護分 1,820円	

◆国民健康保険税の計算例◆

平成23年度の国民健康保険税額について、4つの例を紹介します。

例1

営業収入の世帯

世帯主42歳【営業所得200万円(必要経費控除後)・固定資産税額5万円】・妻40歳(無収入)・子12歳の3人世帯の場合

医療分	所得割額	$(2,000,000円 - 330,000円) \times 6.0\% = 100,200円$	ア	169,200円
	資産割額	$50,000円 \times 40\% = 20,000円$		
	均等割額	$11,000円 \times 3人 = 33,000円$		
	平等割額	16,000円		
後期高齢者支援金分	所得割額	$(2,000,000円 - 330,000円) \times 2.5\% = 41,750円$	イ	66,000円
	均等割額	$8,100円 \times 3人 = 24,300円$		
介護分(40～64歳)	所得割額	$(2,000,000円 - 330,000円) \times 2.0\% = 33,400円$	ウ	51,600円
	均等割額	$9,100円 \times 2人 = 18,200円$		
平成23年度年間保険税額			ア+イ+ウ	286,800円
改定前保険税額				237,200円

例2

年金収入の世帯

世帯主68歳（年金収入300万円・固定資産税5万円）・妻67歳（年金収入80万円）の2人世帯の場合

・所得金額を算出します。

世帯主 3,000,000円－1,200,000円（公的年金等の雑所得控除額※）＝1,800,000円

妻 800,000円－1,200,000円（公的年金等の雑所得控除額）＝0円（マイナスのため）

※公的年金等の雑所得控除額は、年齢や収入によって変わります。

医療分	所得割額	$(1,800,000円 - 330,000円) \times 6.0\% = 88,200円$	ア	146,200円
	資産割額	$50,000円 \times 40\% = 20,000円$		
	均等割額	$11,000円 \times 2人 = 22,000円$		
	平等割額	16,000円		
後期高齢者 支援金分	所得割額	$(1,800,000円 - 330,000円) \times 2.5\% = 36,750円$	イ	52,900円
	均等割額	$8,100円 \times 2人 = 16,200円$		
介護分 (40～64歳)	65歳以上の加入者のため、介護分はかかりません。別途、介護保険料が賦課されます。			
			平成23年度年間保険税額	ア+イ+ウ 199,100円
			改定前保険税額	176,600円

例3

5割軽減適用世帯

世帯主40歳（給与収入147万円・固定資産税なし）・子13歳・11歳の3人世帯の場合

・所得金額を算出します。

世帯主 1,470,000円－650,000円（給与所得控除額）＝820,000円

医療分	所得割額	$(820,000円 - 330,000円) \times 6.0\% = 29,400円$	ア	53,900円
	均等割額	$(11,000円 - 5,500円) \times 3人 = 16,500円$		
	平等割額	$16,000円 - 8,000円 = 8,000円$		
後期高齢者 支援金分	所得割額	$(820,000円 - 330,000円) \times 2.5\% = 12,250円$	イ	24,400円
	均等割額	$(8,100円 - 4,050円) \times 3人 = 12,150円$		
介護分 (40～64歳)	所得割額	$(820,000円 - 330,000円) \times 2.0\% = 9,800円$	ウ	14,300円
	均等割額	$(9,100円 - 4,550円) \times 1人 = 4,550円$		
			平成23年度年間保険税額	ア+イ+ウ 92,600円
			改定前保険税額（4割軽減）	80,500円

例4

2割軽減適用世帯

世帯主32歳（給与収入222万8千円・固定資産税なし）・妻30歳（パート給与収入65万円）・子5歳の3人世帯の場合

・所得金額を算出します。

世帯主 2,228,000円－848,400円（給与所得控除額）＝1,379,600円（給与所得控除後の金額※）

妻 650,000円－650,000円（給与所得控除額）＝0円

※給与所得控除後の金額は源泉徴収票や申告書（控）などで確認をしてください。

医療分	所得割額	$(1,379,600円 - 330,000円) \times 6.0\% = 62,976円$	ア	102,100円
	均等割額	$(11,000円 - 2,200円) \times 3人 = 26,400円$		
	平等割額	$16,000円 - 3,200円 = 12,800円$		
後期高齢者 支援金分	所得割額	$(1,379,600円 - 330,000円) \times 2.5\% = 26,240円$	イ	45,600円
	均等割額	$(8,100円 - 1,620円) \times 3人 = 19,440円$		
介護分 (40～64歳)	40歳未満の加入者のため、介護分はかかりません。			
			平成23年度年間保険税額	ア+イ+ウ 147,700円
			改定前保険税額（軽減なし）	136,700円

～医療費の抑制にご協力を～

市国民健康保険加入者の平成21年度医療費は69億円で、ここ3年間で10億8千万円も増加しました。医療費の増加は、国保財政を圧迫し、加入者の国保税負担を増加させます。

日頃からバランスのとれた食生活や適度な運動を心掛け、病気をしない体をつくりましょう。みなさんの健康生活が医療費の抑制につながります。ご協力をお願いします。